

特別な支援を必要とする子どもへの支援 「就学相談」

平成30年（2018年）7月27日

教育委員会事務局子ども特別支援担当

中村 誠

特別支援に関連する近年の制度改正

- 平成18年（2006年） 学校教育法 改正
→「特殊教育」から「特別支援教育」へ
- 平成19年（2007年）9月 障害者の権利に関する条約 署名
→共生社会の形成
- 平成23年（2011年） 障害者基本法 改正
→共生社会の実現へ
- 平成25年（2013年）9月 学校教育法施行令 改正
→総合的な観点から就学先を決定
- 平成28年（2016年）4月 障害者差別解消法 施行
→合理的配慮の提供

「学校教育法施行令の一部を改正する政令」 (平成25年政令第244号)

- ~~学校教育法施行令に規定する程度の児童生徒等は原則として特別支援学校へ就学~~



- 障害の状態、**本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見**、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、**総合的な観点から就学先を決定**

就学相談とは

- 子どもの特性にあった学びの場を決定するしくみ。
- 保護者からの申し込みにより実施。
- 就学先の決定にあたって、児童生徒等の可能性を最大限に伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重。

就学相談件数（平成29年度小学校就学）

就学支援委員会の判断		都立特別支援学校	区立特別支援学級	通常	猶予	取下	合計
			20	28	22	0	7
就学先	都立特別支援学校	知的	12	0			12
		肢体	1	0			1
		ろう	1	0			1
		盲	1	0			1
	区立特別支援学級(知的)		4	18	0		22
	通常の学級		1	8	22		31
	転出		0	2	0		2
取り下げ						7	7

就学相談で検討する就学先

- 特別支援学校（都立など）
視覚、聴覚、知的、肢体、病弱の各障害
- 区立小学校の特別支援学級
知的障害（固定学級）
- 通常の学級

都立特別支援学校（区内及び近隣区）

種別	学校名	所在地	備考
視覚障害	久我山青光学園	世田谷区北烏山四丁目37番1号	幼、小、中
聴覚障害	大塚ろう学校	豊島区巣鴨四丁目20番8号	幼、小
	大塚ろう学校 永福分教室	杉並区永福一丁目7番28号	幼、小
	中央ろう学校	杉並区下高井戸二丁目22番10号	中、高
肢体不自由	永福学園	杉並区永福一丁目7番28号	小、中、高
知的障害	中野特別支援学校	中野区南台三丁目46番20号	小、中、高
病弱	光明学園	世田谷区松原六丁目38番27号	小、中、高

中野区立小中学校の 特別支援学級（知的障害・固定学級）

	設置校	学級名	所在地
小学校	桃園小学校	ひまわり学級	本町3-16-1
	新井小学校	こだま学級	新井4-19-1
	江原小学校	わかば学級	江原町1-39-1
	西中野小学校	しらさぎ学級	白鷺3-9-2
	美鳩小学校	あおぞら学級	若宮3-53-16
	みなみの小学校	神明学級	南台4-4-1

	設置校	学級名	所在地
中学校	第二中学校	I組	本町5-25-1
	第四中学校	四葉学級	若宮1-1-18
	第七中学校	D組	江古田2-9-11

就学相談で就学先を検討する障害の例①

《 視覚障害 》

- 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの
又は視力以外の視機能障害が高度のもの
のうち、拡大鏡等の使用によっても通常
の文字、図形等の視覚による認識が不可
能又は著しく困難な程度のもの

就学相談で就学先を検討する障害の例②

《 聴覚障害 》

- 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難なもの

就学相談で就学先を検討する障害の例③

《 知的障害 》

- 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 知的発達の状態により、社会生活への適応が著しく困難なもの

就学相談で就学先を検討する障害の例④

《 肢体不自由 》

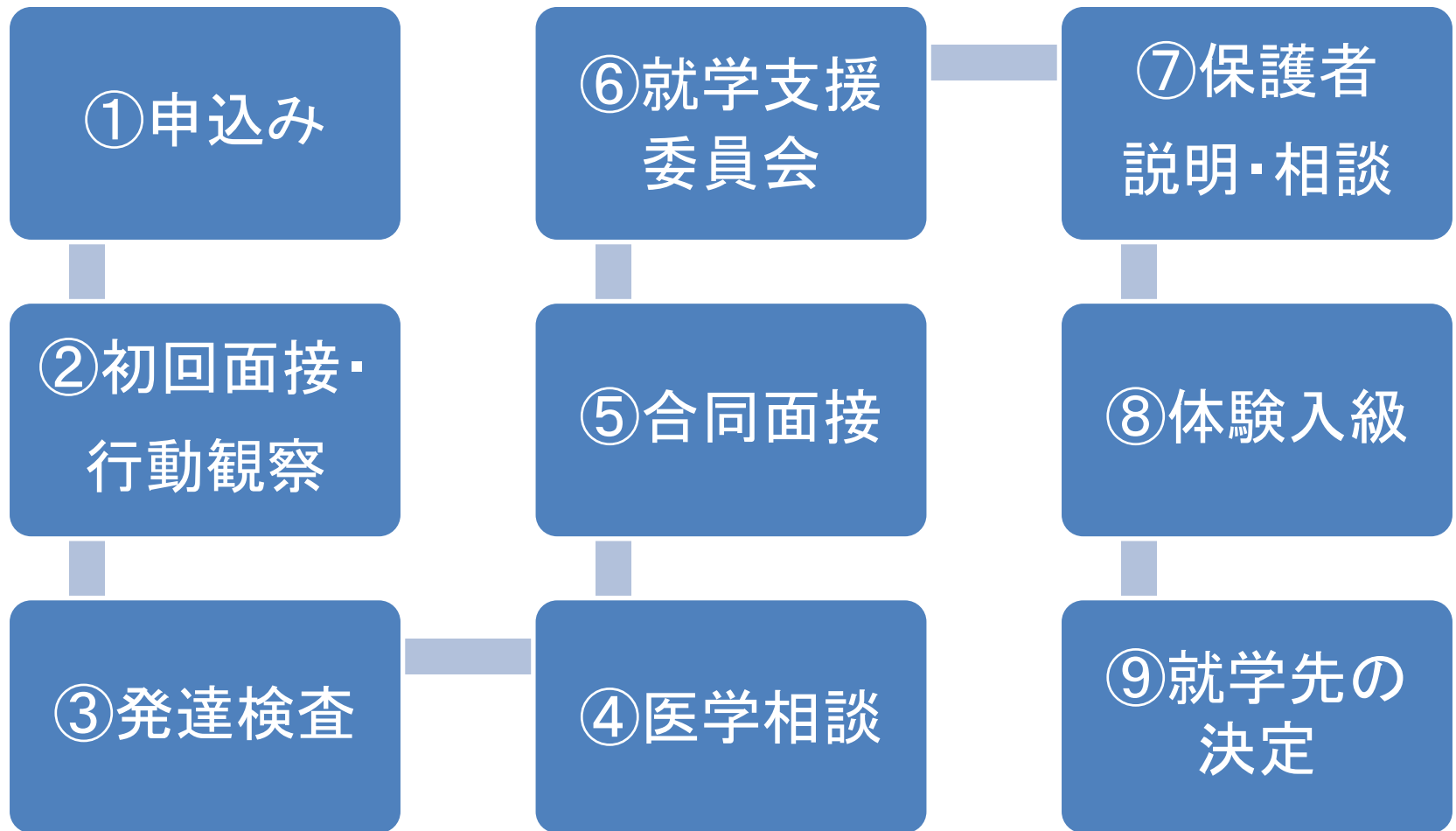
- 補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 日常生活における基本的動作が不可能又は困難でなくても、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

就学相談で就学先を検討する障害の例⑤

《 病弱 》

- 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とするもの
- 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするもの

就学相談の流れ



就学相談①申込み

- 教育委員会事務局特別支援教育等担当へ電話等で申込み
- 初回面接の日時を調整
- 必要書類をご自宅に郵送

就学相談②初回面接・行動観察

- 約束の日時に教育センターで実施
- 保護者からこれまでの状況と就学先の希望などを聴き取り
- 別室にて、子どもの行動観察

就学相談③発達検査④医学相談

- 約束の日時に教育センターで実施
- これまでに受けた発達検査結果・診断書がある場合は省略可

就学相談⑤合同面接

- 約束の日時に教育センターで実施
- 少人数グループでの行動を就学支援委員会のメンバーが観察

就学相談⑥就学支援委員会

- 合同面接の後に実施
- 構成員
特別支援学級設置校長（小学校・中学校）、
区立特別支援学級教諭、巡回指導教諭、
養護教諭部会代表教諭、区立幼稚園園長、
特別支援教育担当指導主事、
都立特別支援学校教諭、就学相談専門員、
教育センター教育相談員、医師

就学相談⑦保護者説明・相談

- 就学支援委員会での判断を保護者に説明
- 就学支援委員会での判断と保護者の意向が異なる場合は、相談を継続

就学相談⑧体験入級

- 就学を検討している特別支援学校や区立小学校特別支援学級の体験入級



保護者の意向を確認



就学先の決定へ

今後の課題

- 特別な支援についての理解の促進
- 相談件数が増加する中で、丁寧な対応の維持・充実

まとめ：「就学相談」とは

- 多様な子どもたちがその特性に応じて最も成長できる就学先を検討し、決定するしくみ
- 子どもも本人や保護者と一緒に適切な就学先を考える
- 「合理的配慮」を提供するための制度